

令和 7 年度
うるま市一般会計補正予算書
(第 1 号)

沖縄県うるま市

目 次

一般会計補正予算（第1号）	・ ・ ・ ・ ・	1
第1表 歳入歳出予算補正	・ ・ ・ ・ ・	2
第2表 繰越明許費	・ ・ ・ ・ ・	4
第3表 債務負担行為補正	・ ・ ・ ・ ・	5
第4表 地方債補正	・ ・ ・ ・ ・	6

予算に関する説明書

一 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括	・ ・ ・ ・ ・	7
2 歳 入	・ ・ ・ ・ ・	10
3 歳 出	・ ・ ・ ・ ・	16
二 給与費明細書	・ ・ ・ ・ ・	30
三 債務負担行為に関する調書	・ ・ ・ ・ ・	33
四 地方債に関する調書	・ ・ ・ ・ ・	34

議案第33号

令和7年度うるま市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度うるま市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,343,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,525,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 使用料及び手数料		752,481	1,353	753,834
	1 使用料	341,708	907	342,615
	2 手数料	410,773	446	411,219
16 国庫支出金		22,249,390	206,937	22,456,327
	2 国庫補助金	5,215,465	205,444	5,420,909
	3 委託金	97,512	1,493	99,005
17 県支出金		9,794,002	49,912	9,843,914
	2 県補助金	4,196,644	48,907	4,245,551
	3 委託金	420,397	1,005	421,402
18 財産収入		504,361	4	504,365
	1 財産運用収入	504,356	4	504,360
19 寄附金		518,002	1,000	519,002
	1 寄附金	518,002	1,000	519,002
20 繰入金		5,375,672	446,892	5,822,564
	2 基金繰入金	5,292,468	446,892	5,739,360
22 諸収入		353,047	2,027	355,074
	4 雑入	267,399	2,027	269,426
23 市債		9,896,100	635,300	10,531,400
	1 市債	9,896,100	635,300	10,531,400
歳入合計		83,182,415	1,343,425	84,525,840

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		365,721	2,306	368,027
	1 議会費	365,721	2,306	368,027
2 総務費		8,285,494	513,385	8,798,879
	1 総務管理費	6,420,134	501,228	6,921,362
	2 徴税費	1,058,129	90	1,058,219
	3 戸籍住民基本台帳費	505,323	604	505,927
	4 選挙費	179,496	11,463	190,959
3 民生費		41,637,472	11,500	41,648,972
	1 社会福祉費	16,025,331	10,019	16,035,350
	2 児童福祉費	19,336,789	1,100	19,337,889
	3 生活保護費	6,275,072	381	6,275,453
4 衛生費		5,563,742	35,002	5,598,744
	1 保健衛生費	3,607,167	35,000	3,642,167
	2 清掃費	1,956,575	2	1,956,577
6 農林水産業費		1,303,646	15,267	1,318,913
	1 農業費	1,205,726	2,713	1,208,439
	3 水産業費	82,018	12,554	94,572
7 商工費		964,667	443,305	1,407,972
	1 商工費	964,667	443,305	1,407,972
8 土木費		5,114,513	62,565	5,177,078
	2 道路橋梁費	2,150,116	29,419	2,179,535
	4 都市計画費	2,371,278	33,146	2,404,424
9 消防費		4,306,603	10,027	4,316,630
	1 消防費	4,306,603	10,027	4,316,630
10 教育費		10,493,092	250,068	10,743,160
	1 教育総務費	1,491,415	9,117	1,500,532
	2 小学校費	2,195,018	164,248	2,359,266
	3 中学校費	1,688,076	71,519	1,759,595
	6 保健体育費	3,760,128	5,184	3,765,312
歳 出 合 計		83,182,415	1,343,425	84,525,840

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	赤道小学校屋内運動場整備事業	591,211

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項		期 間	限度額
津堅島複合施設・移住支援施設整備事業	企画部 企画政策課	令和8年度	269,362
教育・保育施設等給付業務管理システム 事業 (システム使用料)	こども未来部 保育こども園課	令和8年度から 令和12年度まで	21,650
勝連城跡公園整備事業 (公有財産購入費)	企画部 プロジェクト推進2課	令和8年度から 令和12年度まで	148,400

2 変更

(単位：千円)

事 項		補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
火葬施設老朽化対策事業 (物件移転等補償金)	企画部 プロジェクト推進1課	令和8年度から 令和9年度まで	45,000	令和8年度から 令和9年度まで	60,000
石川中学校屋内運動場整備事業	社会教育部 教育施設課	令和8年度	289,668	令和8年度	295,563

第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業債	297,600	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 等について、 利率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。	657,200	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 等について、 利率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
公用車両適正化事業債	92,800				96,400			
環境衛生施設等整備事業債	907,200				933,500			
道路整備事業債	622,000				632,600			
排水路整備事業債	32,800				43,500			
小学校施設整備事業債	952,300				1,111,400			
中学校施設整備事業債	688,700				754,100			
合 計	3,593,400				4,228,700			

予算に関する説明書

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				2,306
88,426	22,400	363,200	5,687	33,672
11,868			1,304	△1,672
		26,300		8,702
	8,890			6,377
106,249			328,151	8,905
	8,480	21,300	6,798	25,987
	10,027		446	△446
394	115	224,500	1,200	23,859
206,937	49,912	635,300	343,586	107,690

2 歳 入

(款) 15 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 使用料及び手数料	752,481	1,353	753,834
1 使用料	341,708	907	342,615
1 総務使用料	10,934	907	11,841
2 手数料	410,773	446	411,219
5 消防手数料	31,359	446	31,805
16 国庫支出金	22,249,390	206,937	22,456,327
2 国庫補助金	5,215,465	205,444	5,420,909
1 総務費国庫補助金	2,150,777	196,842	2,347,619
2 民生費国庫補助金	2,100,999	2,208	2,103,207
8 教育費国庫補助金	262,243	394	262,637
9 商工費国庫補助金	0	6,000	6,000
3 委託金	97,512	1,493	99,005
1 総務費国庫委託金	49,960	264	50,224
2 民生費国庫委託金	47,552	1,229	48,781

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務使用料	907	総務使用料 907 (1) 職員等駐車使用料 (維持管理課) (511) (2) 職員等駐車使用料 (市民課) (396)
1 消防手数料	446	消防手数料 446 (1) 特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査申請 手数料 (水張検査) (446)
1 総務費補助金	196,842	総務費補助金 196,842 (1) 沖縄離島活性化推進事業補助金 (8 / 10) (88,162) (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (100,549) (3) 新地方創生交付金 (デジタル実装型) (8,131)
1 生活保護費補助金	190	生活保護費補助金 190 (1) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (システム改修事業) (190)
2 社会福祉補助金	2,018	社会福祉補助金 2,018 (1) 地域診療情報連携推進費補助金 (1 / 2) (2,018)
1 小学校費補助金	295	小学校費補助金 295 (1) 幼保小の架け橋プログラム促進事業補助金 (295)
8 へき地児童生徒援助費	99	遠距離通学費等補助金 99 (1) 高度へき地修学旅行費 (1 / 2) (99)
1 商工費補助金	6,000	商工費補助金 6,000 (1) 闘牛フェスコンテンツ造成事業 (6,000)
1 総務費委託金	264	総務費委託金 264 (1) 個人番号カード交付事務費補助金 (264)
1 社会福祉費委託金	1,229	社会福祉費委託金 1,229 (1) 国民年金事務費交付金 (1,229)

(款) 17 県支出金

(項) 2 県補助金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
17	県支出金	9,794,002	49,912	9,843,914
	2 県補助金	4,196,644	48,907	4,245,551
	1 総務費県補助金	1,145,826	48,907	1,194,733
	3 委託金	420,397	1,005	421,402
	4 農林水産業費県委託金	14,077	890	14,967
	6 教育費県委託金	103,038	115	103,153
18	財産収入	504,361	4	504,365
	1 財産運用収入	504,356	4	504,360
	1 財産貸付収入	478,182	4	478,186
19	寄附金	518,002	1,000	519,002
	1 寄附金	518,002	1,000	519,002
	2 指定寄附金	5,002	1,000	6,002
20	繰入金	5,375,672	446,892	5,822,564
	2 基金繰入金	5,292,468	446,892	5,739,360
	1 基金繰入金	5,292,468	446,892	5,739,360
22	諸収入	353,047	2,027	355,074
	4 雑入	267,399	2,027	269,426
	6 過年度収入	47,945	727	48,672

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費補助金	48,907	総務費補助金 48,907 (1) 沖縄振興特別推進市町村交付金 (8 / 10) (30,400) (2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金 (石油備蓄) (18,507)
1 農林水産業費委託金	890	農林水産業費委託金 890 (1) ミカンコミバエ防除作業 (定額) (111) (2) 津堅島イモゾウムシ等根絶事業 (定額) (779)
1 教育費委託金	115	教育費委託金 115 (1) 県教育委員会研究指定校事業 (10 / 10) (115)
1 土地貸付収入	4	土地貸付収入 4 (1) 事業用定期借地賃料 (こども政策課) (△ 155) (2) 土地貸付収入 (こども政策課) (159)
1 指定寄附金	1,000	指定寄附金 1,000 (1) 指定寄附金 (学校教育課) (1,000)
1 基金繰入金	446,892	基金繰入金 446,892 (1) 地域振興基金繰入金 (331,927) (2) 財政調整基金繰入金 (106,963) (3) 公共施設等総合管理基金繰入金 (1,000) (4) ふるさと応援寄附基金繰入金 (5,495) (5) 未買収道路用地取得基金繰入金 (1,507)
1 過年度収入	727	過年度収入 727

(款) 22 諸収入

(項) 4 雑入

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
		7 雑入	219,103	1,300	220,403
23	市債		9,896,100	635,300	10,531,400
	1 市債		9,896,100	635,300	10,531,400
		1 総務債	949,600	363,200	1,312,800
		2 衛生債	936,100	26,300	962,400
		4 土木債	947,300	21,300	968,600
		5 教育債	3,942,700	224,500	4,167,200

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		(1) 学校施設内認定こども園水道使用料 (過年度収入) (33)
		(2) 学校施設内認定こども園電気使用料 (過年度収入) (694)
1 総務費	1,300	総務費 1,300 (1) 地域振興事業助成金 (1,300)
1 総務債	363,200	地域活性化事業債 359,600 (1) 津堅島複合施設・移住支援施設整備事業 (一般補・離島) (22,000) (2) 津堅島複合施設・移住支援施設整備事業 (緊急防災・減災) (337,600) 公用車両適正化事業債 3,600 (1) 公用車両適正化事業(脱炭素) (3,600)
3 環境衛生施設等整備事業債	26,300	環境衛生施設等整備事業債 26,300 (1) 火葬施設老朽化対策事業(一般単) (26,300)
1 道路整備事業債	10,600	道路整備事業債 10,600 (1) 平敷屋後原道路整備事業(公共事業) (5,700) (2) 大田豊原線廃止に伴う代替機能整備事業 (公共事業) (2,100) (3) 平敷屋後原道路整備事業(交変資金) (600) (4) 豊原前原線道路整備事業(交変資金) (2,200)
5 排水路整備事業債	10,700	排水路整備事業債 10,700 (1) 赤道地区内排水路災害防止事業 (緊急自然災害) (10,700)
1 小学校債	159,100	小学校施設整備事業債 159,100 (1) 赤道小学校屋内運動場整備事業 (緊急防災・減災) (132,700) (2) 小学校外灯LED化事業(脱炭素) (26,400)
2 中学校債	65,400	中学校施設整備事業債 65,400 (1) 石川中学校屋内運動場整備事業 (公適債・長寿命化) (12,000) (2) 石川中学校屋内運動場整備事業(県資金) (1,300) (3) 中学校外灯LED化事業(脱炭素) (52,100)

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	365,721	2,306	368,027				2,306
1 議会費	365,721	2,306	368,027				2,306
1 議会費	365,721	2,306	368,027				2,306
2 総務費	8,285,494	513,385	8,798,879	110,826	363,200	5,687	33,672
1 総務管理費	6,420,134	501,228	6,921,362	110,562	363,200	5,687	21,779
1 一般管理費	1,732,013	11,560	1,743,573			8,326	3,234
4 会計管理費	69,197	891	70,088				891
5 財産管理費	1,071,306	9,537	1,080,843		3,600	396	5,541
6 企画費	1,641,003	470,845	2,111,848	110,562	359,600	△5,330	6,013

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	2,306	(1) 議会管理費 2,306 特別旅費 (828) 費用弁償 (1,478)
8 旅費	599	(1) 秘書広報管理費
10 需用費	1,048	通信運搬費 (△30)
11 役務費	△30	NHK受信料 (30)
12 委託料	8,131	(2) 行政マネジメント課管理費 1,452
13 使用料及び賃借料	1,812	職員採用試験委託料 (1,452) (3) うるま市市制施行20周年記念事業(式典) 8,326 記念品代 (△120) 謝礼金 (120) 特別旅費 (599) 消耗品費 (100) 食糧費 (24) 印刷製本費 (924) 業務委託料 (6,679) (4) 文書作成効率化システム導入事業 1,782 システム使用料 (1,782)
12 委託料	891	(1) 会計管理費 891 システム改修委託料 (891)
12 委託料	2,354	(1) 本庁舎維持管理費 5,500
13 使用料及び賃借料	5,500	システム使用料 (5,500)
14 工事請負費	1,683	(2) 公用車両適正化事業 4,037 監理業務委託料 (2,354) 工事請負費 (1,683)
1 報酬	64	(1) 津堅島複合施設・移住支援施設整備事業
8 旅費	20	447,761
11 役務費	△151	手数料 (△151)
12 委託料	65,532	工事監理委託料 (13,373)
14 工事請負費	417,380	磁気探査委託料 (6,831)
18 負担金、補助及び交付金	△12,000	樹木伐採等業務委託料 (10,328) 工事請負費 (417,380) (2) モータースポーツ振興推進事業 業務委託料 (12,000) 補助金 (△12,000)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
18 防災対策費	280,108	6,100	286,208				6,100
22 自治振興費	207,879	2,295	210,174			2,295	
2 徴税費	1,058,129	90	1,058,219				90
1 税務総務費	910,802	90	910,892				90
2 賦課徴収費	147,327	0	147,327				
3 戸籍住民基本 台帳費	505,323	604	505,927	264			340
1 戸籍住民基 本台帳費	505,323	604	505,927	264			340
4 選挙費	179,496	11,463	190,959				11,463
1 選挙管理委 員会費	46,081	11,463	57,544				11,463
3 民生費	41,637,472	11,500	41,648,972	11,868		1,304	△1,672
1 社会福祉費	16,025,331	10,019	16,035,350	11,128		1,300	△2,409
1 社会福祉総 務費	1,221,354	7,625	1,228,979	2,318			5,307

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		(3) 感動産業特区まちづくりブランディング事業 23,000 業務委託料 (23,000) (4) ふるさと納税3.0事業 84 委員報酬 (64) 費用弁償 (20)
14 工事請負費	6,100	(1) 宮城島防災避難施設周辺道路待避所整備事業 6,100 工事請負費 (6,100)
18 負担金、補助及び交付金	2,295	(1) ふるさというま自治会活動応援事業 696 交付金 (696) (2) ふるさというまNPO活動応援事業 199 交付金 (199) (3) 自治公民館Wi-Fi整備事業 1,400 補助金 (1,400)
10 需用費	△4	(1) 市民税課管理費 90
18 負担金、補助及び交付金	94	徴収取扱費 (90) (2) 資産税課管理費 印刷製本費 (△4) 出席者負担金 (4)
10 需用費	△4	(1) 納税課管理費
18 負担金、補助及び交付金	4	消耗品費 (△4) 出席者負担金 (4)
8 旅費	340	(1) 戸籍住民基本台帳管理費 264
12 委託料	264	業務委託料 (264) (2) オンライン窓口導入事業 340 特別旅費 (340)
21 補償、補填及び賠償金	11,463	(1) 選挙管理委員会管理費 11,463 賠償金 (11,463)
3 職員手当等	300	(1) 福祉政策課管理費 321
8 旅費	2,253	印刷製本費 (321)
10 需用費	351	(2) 市民協働政策課管理費 2,253
12 委託料	4,007	特別旅費 (2,253)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3 老人福祉費	3,757,282	1,158	3,758,440	7,581		1,300	△7,723
		6 国民年金費	52,555	1,229	53,784	1,229			
		7 障害者自立 支援費	8,789,157	7	8,789,164				7
		2 児童福祉費	19,336,789	1,100	19,337,889	550		4	546
		1 児童福祉総 務費	2,769,295	1,100	2,770,395	550			550
		2 児童措置費	14,942,771	0	14,942,771			4	△4
		3 生活保護費	6,275,072	381	6,275,453	190			191
		1 生活保護総 務費	398,309	381	398,690	190			191
4		衛生費	5,563,742	35,002	5,598,744		26,300		8,702
		1 保健衛生費	3,607,167	35,000	3,642,167		26,300		8,700
		1 保健衛生総 務費	601,225	0	601,225				
		7 環境衛生費	1,278,174	35,000	1,313,174		26,300		8,700

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	714	(3) 与那城社会福祉センター運営事業 714 燃料費 (30) 委託料 (△30) 備品購入費 (714) (4) 非課税世帯支援給付金事業 300 時間外勤務手当 (300) (5) 医療費助成オンライン資格確認対応事業 4,037 システム改修委託料 (4,037)
27 繰出金	1,158	(1) 介護保険特別会計繰出金 1,158 事務費 (△14,005) 要介護認定事業費 (15,163) (2) 高齢者福祉施設管理事業 水道料金 (△225) 電気料金 (225)
1 報酬	1,102	(1) 国民年金管理費 1,229
3 職員手当等	127	会計年度任用職員報酬 (パートタイム) (1,102) 期末・勤勉手当 (会計年度任用職員) (127)
13 使用料及び賃借料	7	(1) 地域安心生活支援事業 7 住居借上料 (7)
12 委託料	1,100	(1) 教育・保育施設等給付業務管理システム導入事業 1,100 システム導入委託料 (1,100)
12 委託料	381	(1) 保護課管理費 381 システム委託料 (381)
7 報償費	200	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
10 需用費	△363	講師謝礼金 (200)
13 使用料及び賃借料	163	普通旅費 (△61) 費用弁償 (61) 消耗品費 (△363) 会場使用料 (163)
21 補償、補填及び賠償金	35,000	(1) 火葬施設老朽化対策事業 35,000 物件移転等補償金 (35,000)

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 清掃費	1,956,575	2	1,956,577				2
	2 塵芥処理費	1,830,983	2	1,830,985				2
6	農林水産業費	1,303,646	15,267	1,318,913	8,890			6,377
	1 農業費	1,205,726	2,713	1,208,439	890			1,823
	3 農業振興費	378,142	2,713	380,855	890			1,823
	3 水産業費	82,018	12,554	94,572	8,000			4,554
	2 水産業振興費	4,876	10,554	15,430	8,000			2,554
	3 漁港建設費	58,366	2,000	60,366				2,000
7	商工費	964,667	443,305	1,407,972	106,249		328,151	8,905
	1 商工費	964,667	443,305	1,407,972	106,249		328,151	8,905
	2 商工振興費	172,012	424,220	596,232	100,249		323,751	220
	3 観光振興費	328,141	12,452	340,593	6,000		4,400	2,052

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	1	(1) ごみ収集事業 3,596
12 委託料	1	印刷製本費 (432)
		清掃作業委託料 (福祉団体) (2,765)
		重機借上料 (399)
		(2) 不法投棄対策事業 △3,594
		印刷製本費 (△431)
		清掃作業委託料 (福祉団体) (△2,764)
		重機借上料 (△399)
8 旅費	942	(1) ミカンコミバエ防除対策事業 111
10 需用費	10	業務委託料 (111)
12 委託料	111	(2) 生産振興管理費 2,602
13 使用料及び賃借料	50	特別旅費 (942)
18 負担金、補助及び交付金	1,600	燃料費 (10)
		自動車借上料 (50)
		特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金 (1,600)
8 旅費	554	(1) モズク認知度向上及び市場拡大事業 10,554
12 委託料	10,000	特別旅費 (554)
		業務委託料 (10,000)
12 委託料	2,000	(1) 照間漁港整備計画作成事業 2,000
		業務委託料 (2,000)
10 需用費	154	(1) 商工施設管理費 220
11 役務費	66	水道料金 (36)
18 負担金、補助及び交付金	424,000	電気料金 (18)
		修繕費 (100)
		手数料 (66)
		(2) まんまうるまクーポン事業 424,000
		補助金 (424,000)
12 委託料	12,452	(1) ロードパーク管理費 52
		浄化槽管理委託料 (52)
		(2) 闘牛フェスコンテンツ造成事業 8,000
		業務委託料 (8,000)
		(3) アニメツーリズム推進事業 4,400
		業務委託料 (4,400)

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		8 企業誘致費	175,525	6,633	182,158				6,633
8 土木費			5,114,513	62,565	5,177,078	8,480	21,300	6,798	25,987
	2	道路橋梁費	2,150,116	29,419	2,179,535		21,300	5,287	2,832
		2 道路維持費	884,151	1,507	885,658			1,507	
		3 道路新設改良費	1,108,886	17,212	1,126,098		10,600	3,780	2,832
		4 排水新設改良費	88,829	10,700	99,529		10,700		
	4	都市計画費	2,371,278	33,146	2,404,424	8,480		1,511	23,155
		3 街路事業費	363,523	0	363,523				
		4 公共下水道費	937,535	23,546	961,081				23,546
		5 公園管理費	175,867	9,600	185,467	8,480		1,511	△391
9 消防費			4,306,603	10,027	4,316,630	10,027		446	△446
	1	消防費	4,306,603	10,027	4,316,630	10,027		446	△446
		1 常備消防費	1,335,557	0	1,335,557			446	△446
		3 消防施設費	2,954,355	10,027	2,964,382	10,027			
10 教育費			10,493,092	250,068	10,743,160	509	224,500	1,200	23,859
	1	教育総務費	1,491,415	9,117	1,500,532	214		1,000	7,903
		2 事務局費	1,345,124	9,051	1,354,175	214		1,000	7,837

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	6,633	(1) 産業基盤整備推進事業 (仲嶺・上江洲地区) 6,633 業務委託料 (6,633)
12 委託料	1,507	(1) 未買収用地取得事業 1,507 分筆測量業務委託料 (1,507)
12 委託料	6,280	(1) 与那城18号線道路改良事業 1,300
14 工事請負費	1,300	工事請負費 (1,300)
16 公有財産購入費	8,354	(2) 平敷屋後原道路整備事業 7,088
21 補償、補填及び賠償金	1,278	公有財産購入費 (5,810) 物件移転等補償金 (1,278) (3) 大田豊原線廃止に伴う代替機能整備事業 2,544 公有財産購入費 (2,544) (4) 豊原前原線道路整備事業 2,500 設計等業務委託料 (2,500) (5) (仮) 石川IC線道路整備事業 3,780 設計業務委託料 (3,780)
12 委託料	10,700	(1) 赤道地区内排水路災害防止事業 10,700 実施設計業務委託料 (10,700)
16 公有財産購入費	12,326	(1) 兼箇段高江洲線道路改築事業
21 補償、補填及び賠償金	△12,326	公有財産購入費 (12,326) 物件移転等補償金 (△12,326)
18 負担金、補助及び交付金	23,546	(1) 下水道事業会計負担金・補助金事業 23,546 負担金 (23,546)
14 工事請負費	9,600	(1) 都市公園遊戯施設更新事業 9,600 工事請負費 (9,600)
17 備品購入費	10,027	(1) 防火衣一式購入事業 10,027 備品購入費 (10,027)
1 報酬	△1,092	(1) へき地児童生徒援助費補助金 260
7 報償費	266	高度へき地学校修学旅行費補助金 (260)
8 旅費	29	(2) 小・中学校教育情報基盤整備事業
10 需用費	1,833	7,410

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 教育支援費	141,409	66	141,475				66	
2 小学校費	2,195,018	164,248	2,359,266	295	159,100		4,853	
1 学校管理費	996,548	29,427	1,025,975		26,400		3,027	
2 教育振興費	370,586	664	371,250	295			369	
3 学校建設費	827,884	134,157	962,041		132,700		1,457	
3 中学校費	1,688,076	71,519	1,759,595		65,400	200	5,919	
1 学校管理費	761,184	57,948	819,132		52,100		5,848	
2 教育振興費	363,454	200	363,654			200		

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,817	修繕費 (1,800)
13 使用料及び賃借料	213	備品購入費 (5,610)
17 備品購入費	5,610	(3) 事務局費 266
18 負担金、補助及び交付金	375	その他謝礼金 (266)
		(4) 学校教育課管理費 1,115
		委託料 (1,000)
		補助金 (115)
		(5) 教育施設課管理費
		会計年度任用職員報酬 (パートタイム) (△549)
		時間外勤務報酬 (パートタイム) (549)
		(6) 島しょ地域探求学習事業
		会計年度任用職員報酬 (パートタイム) (△1,092)
		特別旅費 (29)
		燃料費 (33)
		その他委託料 (817)
		使用料 (213)
10 需用費	66	(1) 教育相談事業 66
		修繕費 (66)
12 委託料	3,289	(1) 小学校外灯照明LED化事業 29,427
14 工事請負費	26,138	設計等業務委託料 (3,289)
		工事請負費 (26,138)
1 報酬	96	(1) 小学校特別支援教育事業 664
4 共済費	539	委員報酬 (96)
8 旅費	29	会計年度任用職員共済費 (539)
		費用弁償 (29)
11 役務費	240	(1) 具志川小学校校舎増改築事業 1,241
12 委託料	800	土地借上料 (1,241)
13 使用料及び賃借料	1,241	(2) 小学校建設事業事務費 240
14 工事請負費	131,876	手数料 (240)
		(3) 赤道小学校屋内運動場整備事業 132,676
		設計業務委託料 (800)
		工事請負費 (131,876)
12 委託料	5,962	(1) 中学校外灯照明LED化事業 57,948
14 工事請負費	51,986	設計等業務委託料 (5,962)
		工事請負費 (51,986)
12 委託料	200	(1) 文京区交流事業 200
		その他委託料 (200)

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3 学校建設費	563,438	13,371	576,809		13,300		71
	5 社会教育費	1,355,853	0	1,355,853				
	7 市史編さん費	19,472	0	19,472				
	6 保健体育費	3,760,128	5,184	3,765,312				5,184
	1 保健体育総務費	35,594	156	35,750				156
	3 学校給食費	852,910	5,028	857,938				5,028

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	13,371	(1) 石川中学校屋内運動場整備事業 13,371 工事請負費 (13,371)
8 旅費	6	(1) 市史編さん費
13 使用料及び賃借料	△6	普通旅費 (3) 費用弁償 (3) 使用料 (△6)
1 報酬	138	(1) 各種社会体育事業費 156
11 役務費	18	スポーツ推進審議会委員報酬 (138) 保険料 (18)
13 使用料及び賃借料	4	(1) 学校給食管理費 5,028
17 備品購入費	5,024	NHK受信料 (4) 厨房備品購入費 (5,024)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当		その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
					額 (千円)	支給率 (月)					
補正後	長 等	3	0	27,216	9,092	3.45	8,166	44,474	7,545	52,019	
	議 員	30	148,752	0	49,183	3.45	0	197,935	38,363	236,298	
	その他	2,019	139,543	0	0	0.00	0	139,543	0	139,543	
	計	2,052	288,295	27,216	58,275		8,166	381,952	45,908	427,860	
補正前	長 等	3	0	27,216	9,092	3.45	8,166	44,474	7,545	52,019	
	議 員	30	148,752	0	49,183	3.45	0	197,935	38,363	236,298	
	その他	1,991	139,245	0	0	0.00	0	139,245	0	139,245	
	計	2,024	287,997	27,216	58,275		8,166	381,654	45,908	427,562	
比 較	長 等	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	その他	28	298	0	0	0.00	0	298	0	298	
	計	28	298	0	0		0	298	0	298	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	840 (888)	1,929,505	3,211,226	3,009,591	8,150,322	1,559,613	9,709,935	
補正前	840 (888)	1,929,495	3,211,226	3,009,164	8,149,885	1,559,074	9,708,959	
比 較	0 (0)	10	0	427	437	539	976	

※ () 内は再任用短時間勤務職員・パートタイム会計年度任用職員(外書き)

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	教員特別 手 当 (千円)
補 正 後	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
補 正 前	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	1,102,737	885,243	48,319	10,080	219,741	407,878		
補 正 前	1,102,668	885,185	48,319	10,080	219,441	407,878		
比 較	69	58	0	0	300	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	840 (21)	0	3,211,226	2,324,412	5,535,638	1,115,263	6,650,901	
補正前	840 (21)	0	3,211,226	2,324,112	5,535,338	1,115,263	6,650,601	
比 較	0 (0)	0	0	300	300	0	300	

※（ ）内は再任用短時間勤務職員（外書き）

（職員手当の内訳）

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	教員特別 手 当 (千円)
補 正 後	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
補 正 前	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	719,083	583,718	48,319	10,080	219,741	407,878		
補 正 前	719,083	583,718	48,319	10,080	219,441	407,878		
比 較	0	0	0	0	300	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (867)	1,929,505	0	685,179	2,614,684	444,350	3,059,034	
補正前	0 (867)	1,929,495	0	685,052	2,614,547	443,811	3,058,358	
比 較	0 (0)	10	0	127	137	539	676	

※（ ）内はパートタイム会計年度任用職員（外書き）

（職員手当の内訳）

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	教員特別 手 当 (千円)
補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	383,654	301,525	0	0	0	0		
補 正 前	383,585	301,467	0	0	0	0		
比 較	69	58	0	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員 手当	427	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	427	一般職員の時間外勤務手当及び会計 年度任用職員の期末・勤勉手当の増 額	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 ・ 県	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
(令和7年度) 津堅島複合施設・移住支援 施設整備事業	269,362			令和8年度	269,362	192,668	69,400		7,294
(令和7年度) 教育・保育施設等給付業務 管理システム事業 (システム使用料)	21,650			令和8年度 } 令和12年度	21,650				21,650
(令和7年度) 火葬施設老朽化対策事業 (物件移転等補償金)	60,000			令和8年度 } 令和9年度	60,000		45,000		15,000
(令和7年度) 勝連城跡公園整備事業 (公有財産購入費)	148,400			令和8年度 } 令和12年度	148,400	74,200	66,700		7,500
(令和7年度) 石川中学校屋内運動場整備 事業	295,563			令和8年度	295,563		295,500		63

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普通債	30,042,576	31,659,133	10,531,400	3,268,448	38,922,085
(1)総務債	4,402,685	4,159,680	1,312,800	560,625	4,911,855
(2)民生債	251,376	341,876	160,000	20,591	481,285
(3)衛生債	16,860	233,785	962,400	18,036	1,178,149
(4)労働債	0	0	0	0	0
(5)農林水産業債	856,968	863,285	131,800	83,476	911,609
(6)商工債	21,310	44,341	28,700	4,441	68,600
(7)土木債	8,474,740	8,055,141	968,600	1,105,372	7,918,369
(8)消防債	1,117,610	2,709,597	2,799,900	221,565	5,287,932
(9)教育債	14,901,027	15,251,428	4,167,200	1,254,342	18,164,286
2. 災害復旧事業債	73,230	158,374	0	11,747	146,627
3. その他	13,631,126	12,343,921	0	1,295,611	11,048,310
(1)減税補填債	27,036	13,233	0	9,110	4,123
(2)減収補填債	115,509	108,817	0	6,795	102,022
(3)臨時税収補填債	0	0	0	0	0
(4)臨時財政対策債	13,488,581	12,221,871	0	1,279,706	10,942,165
計	43,746,932	44,161,428	10,531,400	4,575,806	50,117,022

議案第34号

令和7年度

うるま市介護保険特別会計補正予算書(第1号)

沖縄県うるま市

議案第 34 号

令和 7 年度うるま市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度うるま市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 158 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12, 020, 024 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

1 歳 入 (単位：千円)

– 2 –

令和7年度

うるま市介護保険特別会計補正予算(第1号)に関する説明書

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 8 繰入金

(項) 1 繰入金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金	2,267,764	1,158	2,268,922
1 繰入金	1,977,670	1,158	1,978,828
4 その他一般会計繰入金	364,808	△ 14,005	350,803
8 要介護認定事務DX事業繰入金	0	15,163	15,163

介護保険特別会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 事務費繰入金	△ 14, 005	事務費繰入金 △ 14, 005 (1) 事務費一般会計繰入金 (△ 14, 005)
1 要介護認定事務DX事業繰入金	15, 163	要介護認定事務DX事業繰入金 15, 163 (1) 要介護認定事務DX事業繰入金 (15, 163)

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	369,285	1,158	370,443			1,158	
2 徴収費	31,555	1,158	32,713			1,158	
1 賦課徴収費	31,555	1,158	32,713			1,158	

介護保険特別会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	735	(1) 賦課徴収費 1, 158
3 職員手当等	423	会計年度任用職員報酬 (パートタイム) (735)
		期末・勤勉手当 (会計年度任用職員) (423)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当		その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
					額 (千円)	支給率 (月)					
補正後	長 等	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	その 他	85	18,692	0	0	0.00	0	18,692	0	18,692	
	計	85	18,692	0	0		0	18,692	0	18,692	
補正前	長 等	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	その 他	85	18,692	0	0	0.00	0	18,692	0	18,692	
	計	85	18,692	0	0		0	18,692	0	18,692	
比 較	長 等	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	その 他	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0		0	0	0	0	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	18 (41)	112,137	79,624	100,068	291,829	26,660	318,489	
補正前	18 (41)	111,402	79,624	99,645	290,671	26,660	317,331	
比 較	0 (0)	735	0	423	1,158	0	1,158	

※ () 内は再任用短時間勤務職員・パートタイム会計年度任用職員(外書き)

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 当 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	教員特別 手 当 (千円)
補 正 後	0	0	1,022	960	2,412	1,080	651	0
補 正 前	0	0	1,022	960	2,412	1,080	651	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	40,677	33,963	900	0	8,376	10,027		
補 正 前	40,447	33,770	900	0	8,376	10,027		
比 較	230	193	0	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	18 (1)	0	79,624	56,415	136,039	26,660	162,699	
補正前	18 (1)	0	79,624	56,415	136,039	26,660	162,699	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	教員特別手 当 (千円)
補正後	0	0	1,022	960	2,412	1,080	651	0
補正前	0	0	1,022	960	2,412	1,080	651	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手 当 (千円)	夜間勤務手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補正後	17,238	14,274	900	0	7,851	10,027		
補正前	17,238	14,274	900	0	7,851	10,027		
比 較	0	0	0	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (40)	112,137	0	43,653	155,790	0	155,790	
補正前	0 (40)	111,402	0	43,230	154,632	0	154,632	
比 較	0 (0)	735	0	423	1,158	0	1,158	

※ () 内はパートタイム会計年度任用職員 (外書き)

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	教員特別手 当 (千円)
補正後	0	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手 当 (千円)	夜間勤務手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補正後	23,439	19,689	0	0	525	0		
補正前	23,209	19,496	0	0	525	0		
比 較	230	193	0	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員 手当	423	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	423 会計年度任用職員の産前産後休暇及び 育児休暇取得による増	

令和7年度

うるま市下水道事業会計補正予算（第1号）

沖縄県うるま市

議案第35号

令和7年度うるま市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度うるま市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度うるま市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
汚水管渠整備工事等	850,358 千円	8,500 千円	858,858 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,639,985 千円	15,046 千円	2,655,031 千円
第1項 営業収益	1,091,555 千円	15,046 千円	1,106,601 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,672,316 千円	28,572 千円	2,700,888 千円
第1項 営業費用	2,529,223 千円	23,593 千円	2,552,816 千円
第4項 予備費	6,000 千円	4,979 千円	10,979 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,730,869 千円	8,500 千円	1,739,369 千円
第3項 負担金	106,077 千円	8,500 千円	114,577 千円

	支	出	
第1款 資本的支出	2,225,919 千円	8,500 千円	2,234,419 千円
第1項 建設改良費	1,375,587 千円	8,500 千円	1,384,087 千円

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

予算に関する説明書

令和7年度うるま市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益	2,639,985	15,046	2,655,031	
1 営業収益	1,091,555	15,046	1,106,601	
3 他会計負担金	42,884	15,046	57,930	雨水処理に要する経費に対する一般会計負担金

支 出

(単位:千円)

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	2,672,316	28,572	2,700,888	
1 営業費用	2,529,223	23,593	2,552,816	
1 污水管渠費	190,172	12,023	202,195	污水管渠施設の維持管理業務に要する費用
2 雨水管渠費	19,940	11,570	31,510	雨水管渠施設の維持管理業務に要する費用
4 予備費	6,000	4,979	10,979	
1 予備費	6,000	4,979	10,979	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入	1,730,869	8,500	1,739,369	
3 負担金	106,077	8,500	114,577	
1 他会計負担金	106,077	8,500	114,577	公営企業繰出基準に基づく一般会計負担金

支 出

(単位:千円)

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出	2,225,919	8,500	2,234,419	
1 建設改良費	1,375,587	8,500	1,384,087	
2 雨水管渠建設費	224,500	8,500	233,000	雨水幹線の工事に要する費用

令和7年度うるま市下水道事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益（△純損失）	△ 67,889
減価償却費	1,285,471
固定資産除却費	0
過年度損益修正益	0
過年度損益修正損	0
引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 839,343
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	136,407
有形固定資産売却損益（△は益）	0
未収金の増減額（△は増加）	△ 35,834
その他流動資産の増減（△は増加）	50
前払金の増減額（△は増加）	0
未払金の増減額（△は減少）	139,810
預り金及びその他流動負債の増減額（△は減少）	△ 300
小 計	618,370
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 136,407
業務活動によるキャッシュ・フロー	481,965
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,241,062
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△ 21,198
投資資産の取得による支出	△ 10
国庫補助金による収入	663,932
工事負担金による収入	0
他会計繰入金による収入	257,664
出資の取り崩しによる収入	0
国庫補助金の返還による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 340,674
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良企業債の借入による収入	503,500
建設改良企業債の償還による支出	△ 642,294
その他企業債の借入による収入	226,500
その他企業債の償還による支出	△ 197,025
他会計からの借入金による収入	0
他会計からの借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
他会計からの出資金の支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 109,319
資金増加額（又は減少額）	31,972
資金期首残高	535,415
資金期末残高	567,387

令和7年度 うるま市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地		580,287
	ロ 建 物	831,864	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 121,370</u>	710,494
	ハ 構 築 物	32,050,395	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,781,498</u>	26,268,897
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,337,960	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,025,372</u>	1,312,588
	ホ 車 両 運 搬 具	2,176	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 41</u>	2,135
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	10,044	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3,502</u>	6,542
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>2,623,974</u>
	有 形 固 定 資 産 合 計		31,504,917
(2)	無 形 固 定 資 産		
	イ 地 上 権		0
	ロ 施 設 利 用 権		1,919,565
	ハ ソ フ ト ウ ェ ア		1,034
	ニ その他無形固定資産		<u>0</u>
	無 形 固 定 資 産 合 計		1,920,599
(3)	投 資 そ の 他 の 投 資		
	イ 出 資 金		3,900
	ロ そ の 他 投 資		<u>19</u>
	投 資 合 計		<u>3,919</u>
	固 定 資 産 合 計		<u>33,429,435</u>
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		567,387
(2)	未 収 金		
	イ 未 収 金	177,785	
	ロ 貸 倒 引 当 金	<u>△ 280</u>	177,505
	営 業 外 未 収 金		<u>72,607</u>
	未 収 金 合 計		<u>250,112</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>817,499</u>
	資 産 合 計		<u><u>34,246,934</u></u>

負債の部

(単位：千円)

3 固定負債

- (1) 企業債
 イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債
 ロ その他の企業債
 企業債合計

6,517,829

2,327,322

8,845,151

- (2) 他会計借入金
 イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
 ロ その他の長期借入金
 他会計借入金合計

0

300,000

300,000

- (3) 引当金

0

固定負債合計

9,145,151

4 流動負債

- (1) 企業債
 イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債
 ロ その他の企業債
 企業債合計

612,731

207,578

820,309

- (2) 未払金
 イ 営業未払金
 ロ 営業外未払金
 ハ その他の未払金
 未払金合計

110,092

0

283,914

394,006

- (3) 引当金
 イ 賞与引当金
 ロ 法定福利費引当金
 引当金合計

11,031

2,345

13,376

- (4) その他流動負債
 イ 預り金
 その他流動負債合計

590

590

流動負債合計

1,228,281

5 繰延収益

- 長期前受金
 収益化累計額

27,134,475

△ 5,004,226

繰延収益合計

22,130,249

負債合計

32,503,681

資 本 の 部

(単位：千円)

6 資 本 金			1,236,439
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 県 補 助 金	322,354		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	43,724		
ハ 他 会 計 補 助 金	75,215		
資 本 剰 余 金 合 計		441,293	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	0		
ロ 建 設 改 良 積 立 金	0		
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	65,521		
利 益 剰 余 金 合 計		65,521	
剰 余 金 合 計			506,814
資 本 合 計			1,743,253
負 債 資 本 合 計			34,246,934

補正予算(第1号)実施計画明細書

収益的収入及び支出

収 入		(単位:千円)		
款・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益	2,639,985	15,046	2,655,031	
1 営業収益	1,091,555	15,046	1,106,601	
3 他会計負担金	42,884	15,046	57,930	
1 雨水処理負担金	42,884	15,046	57,930	地方公営企業繰出基準に基づく一般会計負担金 雨水処理に要する維持管理費用等

支 出		(単位:千円)		
款・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	2,672,316	28,572	2,700,888	
1 営業費用	2,529,223	23,593	2,552,816	
1 污水管渠費	190,172	12,023	202,195	
36 工事費	64,610	12,023	76,633	緊急管路補修工事等
2 雨水管渠費	19,940	11,570	31,510	
14 光熱費	0	30	30	電気料金
19 委託料	8,540	9,040	17,580	その他委託料
36 工事費	11,000	2,500	13,500	雨水幹線維持管理工事費
4 予備費	6,000	4,979	10,979	
1 予備費	6,000	4,979	10,979	
1 予備費	6,000	4,979	10,979	

資本的収入及び支出

収 入		(単位:千円)		
款・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入	1,730,869	8,500	1,739,369	
3 負担金	106,077	8,500	114,577	
1 他会計負担金	106,077	8,500	114,577	
1 他会計負担金	106,077	8,500	114,577	公営企業繰出基準に基づく一般会計負担金

支 出		(単位:千円)		
款・項・目・節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出	2,225,919	8,500	2,234,419	
1 建設改良費	1,375,587	8,500	1,384,087	
2 雨水管渠建設費	224,500	8,500	233,000	
36 工事費	224,500	8,500	233,000	雨水幹線整備事業

補正予算(第1号)集計表

収益的収入及び支出

収 入		(単位:千円)		
款・項・目・節	合計	公共下水道	農業集落排水	
1 下水道事業収益	2,655,031	2,623,265	31,766	
1 営業収益	1,106,601	1,105,500	1,101	
3 他会計負担金	57,930	57,930	0	
1 雨水処理負担金	57,930	57,930	0	

支 出		(単位:千円)		
款・項・目・節	合計	公共下水道	農業集落排水	
1 下水道事業費用	2,700,888	2,671,513	29,375	
1 営業費用	2,552,816	2,524,755	28,061	
1 污水管渠費	202,195	201,655	540	
36 工事費	76,633	76,633	0	
2 雨水管渠費	31,510	31,510	0	
14 光熱費	30	30	0	
19 委託料	17,580	17,580	0	
36 工事費	13,500	13,500	0	
4 予備費	10,979	9,979	1,000	
1 予備費	10,979	9,979	1,000	
1 予備費	10,979	9,979	1,000	

資本的収入及び支出

収 入		(単位:千円)		
款・項・目・節	合計	公共下水道	農業集落排水	
1 資本的収入	1,739,369	1,411,493	327,876	
3 負担金	114,577	114,444	133	
1 他会計負担金	114,577	114,444	133	
1 他会計負担金	114,577	114,444	133	

支 出		(単位:千円)		
款・項・目・節	合計	公共下水道	農業集落排水	
1 資本的支出	2,234,419	1,906,543	327,876	
1 建設改良費	1,384,087	1,059,148	324,939	
2 雨水管渠建設費	233,000	233,000	0	
36 工事費	233,000	233,000	0	

議案第 36 号

うるま市都市公園を設置すべき区域の決定について（（仮称）美原地区多目的広場）

次のように都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 33 条第 5 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公園の名称 （仮称）美原地区多目的広場
- 2 公園の位置 うるま市石川東恩納 1524 番 6 外（別途図）
- 3 公園の面積 約 0.09 ha
- 4 公園の種類 街区公園

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

美原地区に都市公園を整備するに当たり、区域を決定する必要があるため、提案する。

公園の名称：（仮称）美原地区多目的広場

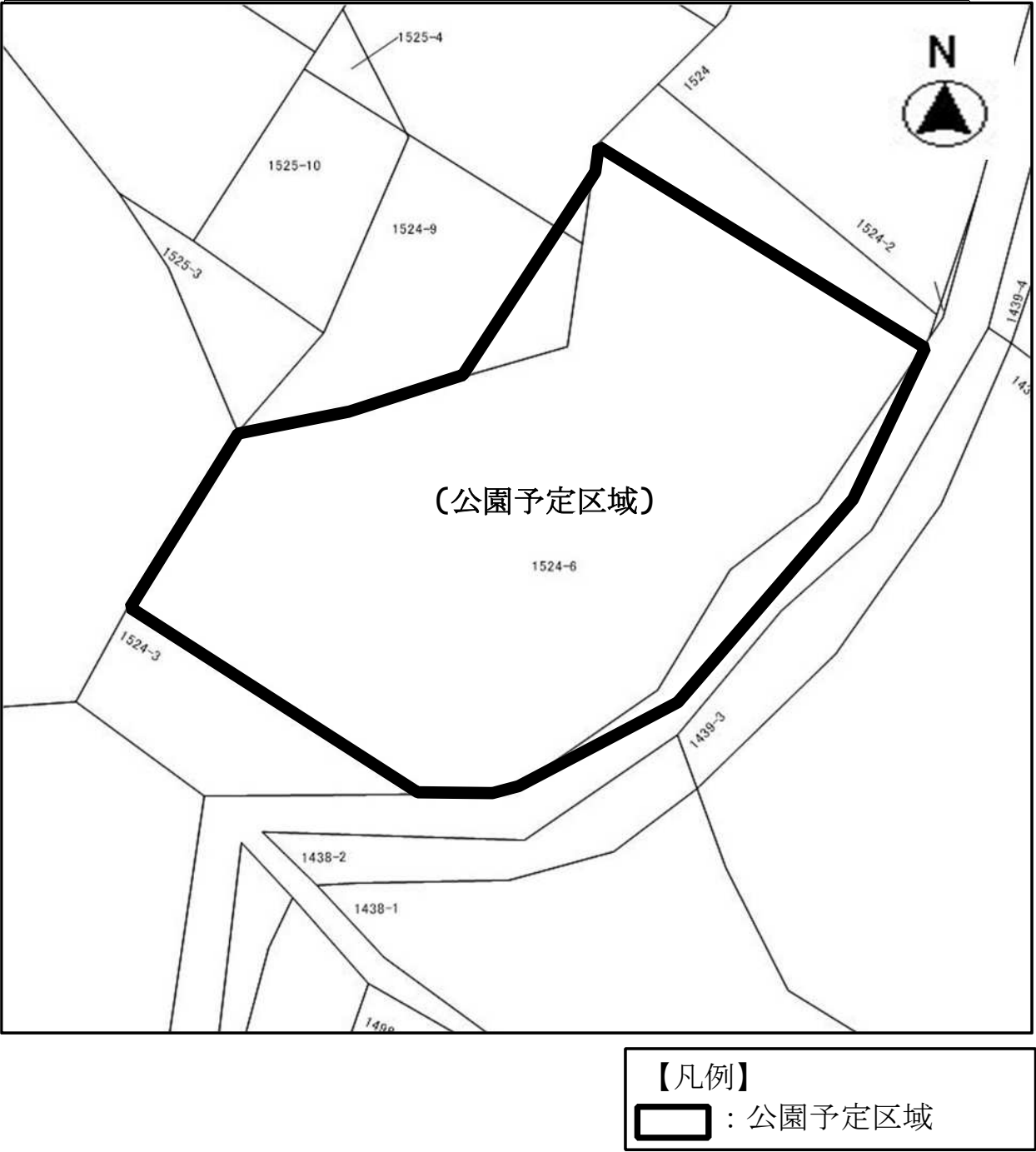
位置図



位置	うるま市石川東恩納1524番6外
面積	約0.09ha
縮尺	1／5000

公園の名称：（仮称）美原地区多目的広場

地積図



位置	うるま市石川東恩納1524番6外
面積	約0.09ha
縮尺	なし

議案第37号

物品の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 水槽付消防ポンプ自動車購入
- 2 物品の数量 1台
- 3 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 4 契約金額 100,540,000円
- 5 契約の相手方
住 所 那覇市安謝1丁目23番8号
商号又は名称 株式会社オカノ
氏 名 代表取締役社長 與儀 盛輝

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

水槽付消防ポンプ自動車購入事業における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 38 号

物品の取得について（高規格救急自動車）

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入
- 2 物品の数量 1 台
- 3 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 4 契約金額 27,060,000 円
- 5 契約の相手方
住 所 浦添市港川 2 丁目 1 番 1 号
商号又は名称 琉球日産自動車株式会社
氏 名 代表取締役 仲井間 勝也

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

高規格救急自動車購入事業における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 39 号

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年うるま市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項及び第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中

「

3 教育委員会	うるま市就学援助規則（平成 27 年うるま市教育委員会規則第 5 号）に定める、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づく就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成 25 年うるま市条例第 47 号）に定める事務であって規則で定めるもの
6 市長	うるま市こども医療費助成に関する規則（平成 17 年うるま市規則第 77 号）による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 97 号）に定める事務であって規則で定めるもの

」を

「

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	うるま市就学援助規則（平成30年うるま市教育委員会規則第1号）に定める、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成25年うるま市条例第47号）に定める事務であって規則で定めるもの
8 市長	うるま市こども医療費助成に関する規則（平成17年うるま市規則第77号）による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成17年うるま市条例第97号）に定める事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

市の機関	事務	特定個人情報
1 市長	うるま市後期高齢者医療に関する条例に定める事務であって規則に定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により作成される住民基本台帳の情報（以下「住民基本台

		帳情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定め

		るもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則に定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費若しくは自立支度金若しくは一時金若しくは一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収に関する

		る情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対し、沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）第2条の規定により沖縄県知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
4 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

		もの
5 市長	健康増進法に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法の規定による地方税の徴収に関する情報（以下「地方税の徴収に関する情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法による介護認定等に関する情報（以下「介護認定等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		もの
7 市長	住宅地区改良法（昭和 3 5 年法律第 8 4 号）第 2 9 条において準用する公営住宅法による改良住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護認定等関係情報であって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		もの
8 市長	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例に定める事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者資格情報」という。）であって規則で定めるもの
		うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に基づく医療費給付に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	うるま市子ども医療費助成に関する規	地方税関係情報であって規則

	則による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険被保険者資格情報であって規則で定めるもの
		うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に基づく医療費給付に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に定める事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険被保険者資格情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3中

「

3 教育委員会	うるま市就学援助規則に定める、学校教育法第19条の規定に基づく就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則に定めるもの
			住民基本台帳情報であって規則に定めるもの
			生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則に定めるもの
			児童扶養手当法による児童扶養手当及び児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			国民健康保険法による資格及び費用に関する情報であって規則に定めるもの

」を

「

3 教育委員会	うるま市就学援助規則に定める、学校教育法第19条の規定に基づく就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則に定めるもの
			住民基本台帳情報であって規則に定めるもの
			生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則に定めるもの
			児童扶養手当法によ

			る児童扶養手当及び児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			国民健康保険法による資格及び費用に関する情報であって規則に定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第40号

うるま市勝連城跡文化観光拠点施設条例の一部を改正する条例

うるま市勝連城跡文化観光拠点施設条例（令和2年うるま市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（8） 第2号から第7号に掲げる施設の周辺区域

第7条第2項中「、その都度市長が」を削り、同条第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 市長は、1日500円を超えない範囲で、駐車場の使用料を定めることができる。
- 5 前項の規定により駐車場の使用料を定めた場合において、駐車場を使用する者は、駐車場の使用料を市長に納めなければならない。

第10条を削る。

第9条中「納付した」の次に「第7条から第7条の3までに規定する」を加え、同条を第10条とする。

第8条中「前条」を「第7条から第7条の3まで」に改め、「観覧料」の次に「（別表第1に規定する観覧料に限る。）」を加え、同条を第9条とする。

第7条の次に次の3条を加える。

（使用の許可等）

- 第7条の2 歴史文化施設又は観光ターミナルを使用する者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、使用の目的、期間、内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、第11条の規定に該当しないと認める場合に限り、第1項の許可又は変更

の許可をすることができる。

4 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

5 歴史文化施設又は観光ターミナルの使用料については、別表第2（1）のとおりとし、第3項の許可を得た者は、使用料を納めなければならない。

（行為の許可等）

第7条の3 施設（第3条第1号から第5号までに規定する施設のうち別表第2（1）に規定する企画展示室等を除く部分をいう。この条において同じ。）及び区域（第3条第6号から第8号までの区域をいう。以下同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- （1） 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
- （2） 業として写真又は映画を撮影すること。
- （3） 興行を行うこと。
- （4） 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために施設又は区域の全部又は一部を独占して利用すること。
- （5） 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- （6） 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が拠点施設の管理運営に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可又は変更の許可をすることができる。

4 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

5 施設及び区域の使用料については、別表第2（2）又は（3）のとおりとし、第3項の許可を得た者は、使用料を納めなければならない。

（占用の許可等）

第8条 施設（第3条第2号から第5号までに規定する施設をいう。この条において同じ。）又は区域において、次に掲げる占用をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- （1） 区域を占有して事業を行う場合
- （2） 施設を占有して事業を行う場合
- （3） 工作物その他の物件等を設けて区域を占有する場合

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、期間、内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる占用が拠点施設の管理運営に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可又は変更の許可をすることができる。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 5 施設又は区域を占用する場合の使用料については、別表第3のとおりとし、第1項の許可を得た者は、使用料を納めなければならない。
- 6 市長は、公益上特別の事情があると認められるときは、使用料の全部又はその一部を減免することができる。

第11条第1項中「前条第1項」を「入場を制限し、又は第7条の2第3項若しくは第7条の3第3項」に改め、同項第3号中「の施設」を削り、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 勝連城跡においては第7条の3第1項第1号及び第5号に規定される行為を行うとき。

第12条中「第10条第1項」を「第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第8条第3項」に改める。

第14条第1項中「利用の」を削り、同条第2項中「利用許可」を「許可」に改め、「利用の」を削る。

第16条に次の1項を加える。

- 3 第3条から第15条まで及び別表第1から別表第3までの規定は、指定管理者が管理する拠点施設について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	市長	指定管理者
	拠点施設の管理運営上特に必要があると認めるときは	拠点施設の管理運営上特に必要があると認めるとき

		は、市長の承認を得て
第 6 条第 2 項	市長	指定管理者
	拠点施設の管理運営上特に 必要があると認めるときは	拠点施設の管理運営上特に 必要があると認めるときは、 市長の承認を得て
第 7 条第 1 項	観覧料	利用料金
	市長	指定管理者
第 7 条第 3 項	市長と協議し	指定管理者（指定管理者が 開催する企画展は、市長） と協議し
第 7 条第 4 項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第 7 条第 5 項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第 7 条の 2 第 1 項か ら第 4 項まで	市長	指定管理者
第 7 条の 2 第 5 項	使用料	利用料金
第 7 条の 3 第 1 項か ら第 4 項まで	市長	指定管理者
第 7 条の 3 第 5 項	使用料	利用料金
第 9 条見出し	観覧料及び使用料	利用料金
第 9 条	市長	指定管理者
	観覧料（別表第 1 に規定す る観覧料に限る。）及び使用 料	利用料金
第 1 0 条見出し	観覧料及び使用料	利用料金
第 1 0 条	観覧料及び使用料	利用料金
	市長	指定管理者

第 1 1 条第 1 項	市長	指定管理者
第 1 1 条第 1 項第 7 号	観覧料又は使用料	利用料金
第 1 1 条第 1 項第 9 号	市長	指定管理者
第 1 1 条第 2 項	市長	指定管理者
第 1 3 条第 1 項	市長	指定管理者
第 1 4 条第 1 項	市長	指定管理者
第 1 4 条第 2 項	市長	市長及び指定管理者
第 1 5 条第 1 項及び第 3 項	市長	指定管理者
別表第 1	観覧料	利用料金
別表第 2	使用料	利用料金

第 1 7 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「並びに施設及び設備の」を「及び」に改め、同項第 3 号中「観覧料及び使用料」を「利用料金」に改め、同項第 4 号中「(第 3 条第 1 号を除く。)」を削り、「利用の許可」を「利用又は行為の許可」に、「利用許可の取消し」を「許可の取消し」に改め、同条第 2 項を削る。

第 1 8 条第 1 項中「、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 1 1 条及び第 1 7 条中「観覧料」及び「使用料」とあるものは「利用料金」とし」を「は、観覧料（別表第 1 に規定する観覧料に限る。）及び使用料を利用料金として」に改める。

第 2 0 条第 2 号中「施設及び設備」を「拠点施設」に改める。

附則第 1 項中「第 3 条第 3 号」の次に「及び別表第 3（2）の表中物販飲食施設の項」を加え、「5 年」を「1 0 年」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 7 条、第 1 8 条関係）

区分	観覧料の基準額
----	---------

勝連城跡 (常設展含む。)	大人	個人	600円
		団体 (20人以上)	480円
	小人	個人	400円
		団体 (20人以上)	320円
	大人(沖縄県民に限る。)	個人	600円
	小人(沖縄県民に限る。)	個人	400円
	大人 (年間パスポート)	個人	1,200円
	小人 (年間パスポート)	個人	800円
常設展	大人		400円
	小人		200円

備考

- 1 「団体」とは、観覧のための代表者を定め、年間パスポート利用者を除く20名以上の者が同時に観覧する場合をいう。
- 2 「大人」とは、高校生以上とし、「小人」とは、中学生以下の者とする。
- 3 小学校就学前の児童については、観覧料は無料とする。
- 4 年間パスポートは、発行の日から1年間有効とする。

別表第2(第7条の2、第7条の3、第18条関係)

(1) 歴史文化施設又は観光ターミナルを使用する場合

区分			使用料の基準額
歴史文化施設	企画展示室	市内	3,000円/1日 (1,600円/1日)
		市外	4,000円/1日 (2,400円/1日)

	多目的室	市内	500円／1時間 (300円／1時間)
		市外	600円／1時間 (400円／1時間)
	観光ターミナル	市内	1,000円／1日 (500円／1日)
		市外	1,300円／1日 (700円／1日)
		市内	300円／1時間 (200円／1時間)
		市外	400円／1時間 (300円／1時間)

備考 () 内は、冷房を使用した場合の追加料金とする。

(2) 施設(第3条第2号から第5号までに規定する施設のうち別表第2(1)に規定する企画展示室等を除く部分をいう。)及び区域において行為をする場合

区分		単位	使用料 (円)
行商その他これに類する行為		1日以内	200
業として写真を撮影するもの		撮影機(写真機)1台1日	500
業として映画を撮影するもの		1件1日	1,000
興行、出店その他これに類する営業行為		1平方メートル1日	20
競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する行為	面積によるもの	1平方メートル1日	10
	面積により難いもの	1回1日以内	1,000

(3) 勝連城跡において第7条の3第1項各号(第1号及び第5号除く。)に規定する行為をする場合

区分	単位	使用料(円)
四の曲輪	1日	22,000
四の曲輪(三の曲輪 併用)	1日	25,000

四の曲輪（三の曲輪・二の曲輪 併用）	1 日	2 8, 0 0 0
四の曲輪（三の曲輪・二の曲輪・一の曲輪 併用）	1 日	2 9, 0 0 0

別表第 3 （第 8 条関係）

（１） 区域を占用して事業を行う場合

種別	単位	使用料（円）
売店、軽飲食店等	1 平方メートル 1 年につき	6 6 0
自動販売機	1 平方メートル 1 月につき	7 9 0

（２） 施設（第 3 条第 2 号から第 5 号までに規定する施設をいう。）を占用して事業を行う場合

種別	単位	使用料（円）
歴史文化施設、観光ターミナル	1 平方メートル 1 年につき	3 8, 1 7 0
物販飲食施設	1 平方メートル 1 年につき	3 8, 1 7 0
勝連城跡休憩所	1 平方メートル 1 年につき	1 4, 1 4 0

（３） 工作物その他の物件等を設けて区域を占用する場合

区分		単位	使用料（円）
電柱、電線、変圧塔等	第 1 種電柱	1 本につき 1 月	8 3
	第 2 種電柱		1 3 3
	第 3 種電柱		1 8 3
	第 1 種電話柱		7 7
	第 2 種電話柱		1 2 5
	第 3 種電話柱		1 7 5
	その他の柱類		5
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 月	1 0
	地下電線その他地下に設ける線類		5
	高压送電塔	占用面積 1 平方	8 0 0

		メートルにつき 1 年	
	高圧送電線	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	4 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	8 0 0
水道管、下水管、ガス管、地下埋設物等	外径 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル につき 1 月	4
	外径 0. 1 メートル以上外径 0. 1 5 メートル未満のもの		6
	外径 0. 1 5 メートル以上外径 0. 2 メートル未満のもの		7
	外径 0. 2 メートル以上外径 0. 4 メートル未満のもの		1 5
	外径 0. 4 メートル以上外径 1 メートル未満のもの		4 0
	外径 1 メートル以上のもの		7 9
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	4 0
天体、気象又は土地観測施設		占用面積 1 平方	4 0
詰所用建物その他工事用施設		メートルにつき	5 0
工事用板囲、足場及び材料置場		1 月	5 0
その他の占用			5 0

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市勝連城跡文化観光拠点施設の運用を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 4 1 号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成 1 7 年うるま市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市名産品等選定委員会	うるま市の生産品の中から名産品等を選定することに関し調査審議すること。
---------------	-------------------------------------

」を

「

うるま市まんまうるまセクション認定委員会	うるま市の生産品及びサービス等の中からまんまうるまセクションを認定すること等に関し調査審議すること。
うるま市ふるさと産品創出等支援事業選定委員会	ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施する事業者を選定すること。

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市まんまうるまセクション認定委員会及びうるま市ふるさと産品創出等支援事業選定委員会を設置するため、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第 4 2 号

うるま市立公民館条例の一部を改正する条例

うるま市立公民館条例（平成 1 8 年うるま市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、位置及び所掌区域」を「及び位置」に改め、同項の表を次のように改める。

名称	位置
うるま市立石川地区公民館	うるま市石川曙二丁目 1 番 5 2 号
うるま市立勝連地区公民館（シビックセンター）	うるま市勝連平安名 3 0 4 7 番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市立与那城地区公民館の廃止等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第43号

和解することについて

次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 相手方

2 事案の概要

うるま市石川[]番[]（宅地487.90㎡。別図①）、[]番[]（宅地342.24㎡。別図②）及び[]番[]（宅地132.15㎡。別図③）（以下「本件土地」という。）は、うるま市（以下「甲」という。）が所有する公有財産であるが、昭和58年頃から[]（以下「乙」という。）の配偶者が不法に占有し、その後乙の配偶者の死亡により、乙が本件土地の占有を承継した。そして今般、乙が本件土地を時効取得したと主張したため、甲乙間で協議し、乙より本件土地の帰属について和解案が示された。

3 和解の内容

甲乙間に本件土地の帰属について、紛争があるところ、今般これを解決するために、以下の内容の和解をする。

（1）各自が取得する土地

ア 甲が取得する土地（以下「甲の土地」という。）は、別図①のうちアイウエア部分を除く部分（約374㎡）の土地

イ 乙が取得する土地は、別図①のうちアイウエア部分（約114㎡）、別図②及び③の土地

（2）登記

甲は乙に対して、乙の土地の所有権移転登記手続に協力するものとする。

（3）費用の負担

ア 甲の費用負担は、無いものとする。

イ 乙の費用負担は、分筆費用、分筆登記、所有権移転登記及び甲の土地上の建物の収去費用とする。

（4）引渡日

甲の土地の引渡日は、和解成立の日とする。

（5）清算

本件土地に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

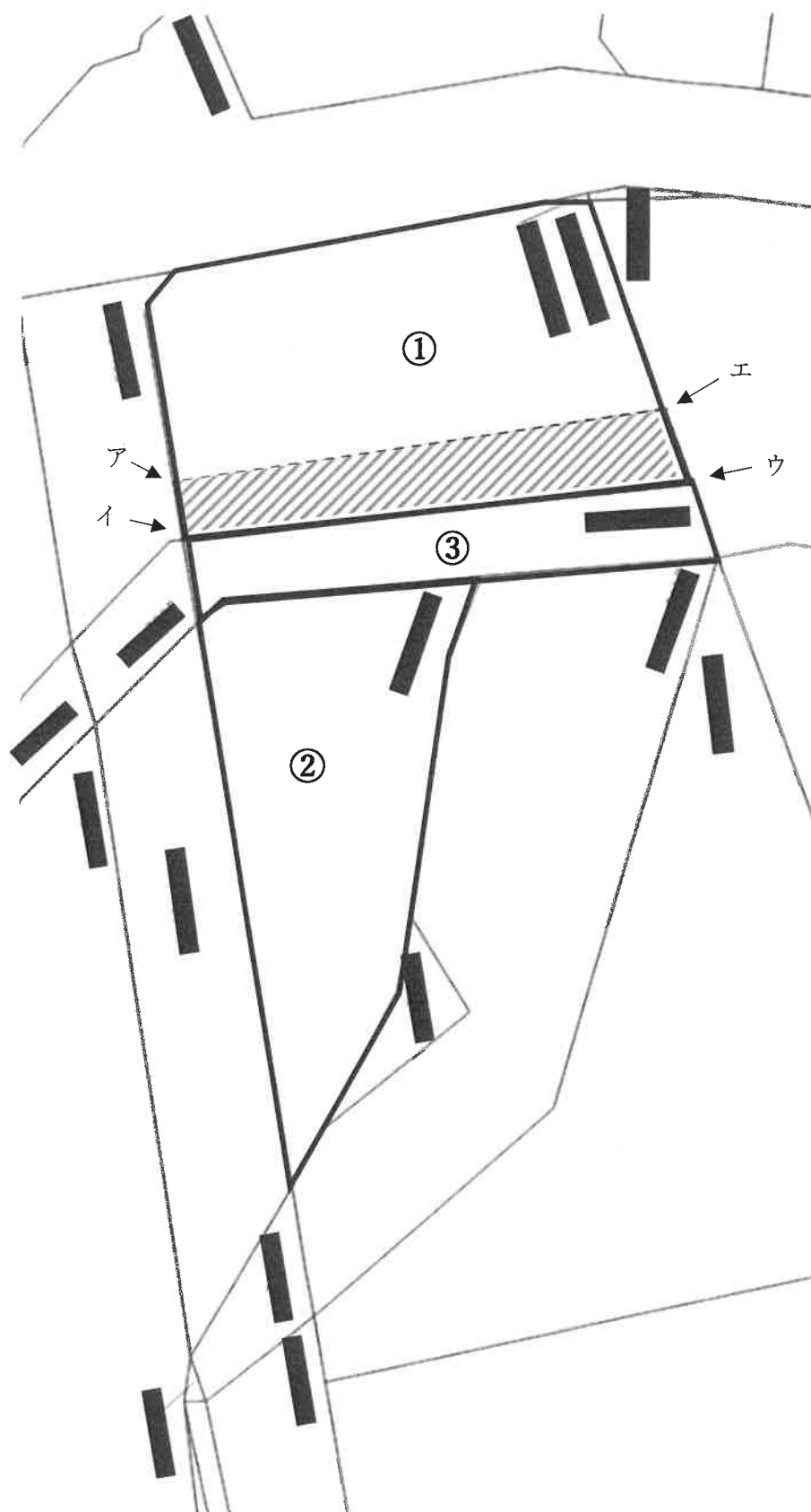
令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

和解については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

(別図)



議案第 4 4 号

損害賠償の額を定め和解することについて

次のように損害賠償請求事件の損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

1 事件名

那覇地方裁判所沖縄支部 令和 6 年（ワ）第 2 8 0 号 損害賠償請求事件

2 当事者

原告

被告 うるま市

3 事案の概要

令和 4 年 1 0 月 2 日施行の本市議会議員選挙において、開票作業の過誤により一旦落選とされた原告が、本市選挙管理委員会を設置する被告に対して、当初からの議員歳費相当額等の損害賠償を請求する事案である。

4 和解の内容

別紙「和解条項案」のとおり

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

損害賠償請求事件について、損害賠償の額を定め和解するには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

(別紙)

和解条項案

- 1 うるま市（以下「被告」という。）は、[REDACTED]（以下「原告」という。）に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償として金 8 0 0 万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、前項の金員を、令和 7 年 8 月 1 5 日限り、原告の指定する銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告はその余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、原告と被告との間には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

教育委員会委員の任命について

次の者をうるま市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 うるま市 [REDACTED]
氏 名 赤嶺 幸徳
生年月日 [REDACTED]

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市教育委員会委員を任命するには、議会の同意を得る必要があり提案する。

議案第46号

監査委員の選任について

次の者をうるま市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 うるま市 [REDACTED]
氏 名 豊濱 光則
生年月日 [REDACTED]

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市監査委員（識見を有する者）を選任するには、議会の同意を得る必要があり提案する。

令和 7 年度
うるま市一般会計補正予算書
(第 2 号)

沖縄県うるま市

目 次

一般会計補正予算（第2号）	・ ・ ・ ・ ・	1
第1表 歳入歳出予算補正	・ ・ ・ ・ ・	2

予算に関する説明書

一 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括	・ ・ ・ ・ ・	5
2 歳 入	・ ・ ・ ・ ・	8
3 歳 出	・ ・ ・ ・ ・	10
二 給与費明細書	・ ・ ・ ・ ・	12

議案第47号

令和7年度うるま市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度うるま市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,526,224千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

予算に関する説明書

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 17 県支出金

(項) 3 委託金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 県支出金	9,843,914	384	9,844,298
3 委託金	421,402	384	421,786
1 総務費県委託金	297,440	384	297,824

一般會計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	384	選挙費委託金 384 (1) 参議院議員通常選挙費 (384)

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	8,798,879	384	8,799,263	384			
4 選挙費	190,959	384	191,343	384			
5 参議院議員 選挙費	65,685	384	66,069	384			

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	384	(1) 参議院議員通常選挙費 選挙長等報酬 384 (384)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当		その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
					額 (千円)	支給率 (月)					
補正後	長 等	3	0	27,216	9,092	3.45	8,166	44,474	7,545	52,019	
	議 員	30	148,752	0	49,183	3.45	0	197,935	38,363	236,298	
	その他	2,019	139,927	0	0	0.00	0	139,927	0	139,927	
	計	2,052	288,679	27,216	58,275		8,166	382,336	45,908	428,244	
補正前	長 等	3	0	27,216	9,092	3.45	8,166	44,474	7,545	52,019	
	議 員	30	148,752	0	49,183	3.45	0	197,935	38,363	236,298	
	その他	2,019	139,543	0	0	0.00	0	139,543	0	139,543	
	計	2,052	288,295	27,216	58,275		8,166	381,952	45,908	427,860	
比 較	長 等	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
	その他	0	384	0	0	0.00	0	384	0	384	
	計	0	384	0	0		0	384	0	384	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	840 (888)	1,929,505	3,211,226	3,009,591	8,150,322	1,559,613	9,709,935	
補正前	840 (888)	1,929,505	3,211,226	3,009,591	8,150,322	1,559,613	9,709,935	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は再任用短時間勤務職員・パートタイム会計年度任用職員(外書き)

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	教員特別 手 当 (千円)
補 正 後	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
補 正 前	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	1,102,737	885,243	48,319	10,080	219,741	407,878		
補 正 前	1,102,737	885,243	48,319	10,080	219,741	407,878		
比 較	0	0	0	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	840 (21)	0	3,211,226	2,324,412	5,535,638	1,115,263	6,650,901	
補正前	840 (21)	0	3,211,226	2,324,412	5,535,638	1,115,263	6,650,901	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

※（ ）内は再任用短時間勤務職員（外書き）

（職員手当の内訳）

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 当 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	教員特別 手 当 (千円)
補 正 後	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
補 正 前	0	0	38,599	111,936	89,008	66,147	29,217	686
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	719,083	583,718	48,319	10,080	219,741	407,878		
補 正 前	719,083	583,718	48,319	10,080	219,741	407,878		
比 較	0	0	0	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (867)	1,929,505	0	685,179	2,614,684	444,350	3,059,034	
補正前	0 (867)	1,929,505	0	685,179	2,614,684	444,350	3,059,034	
比 較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

※（ ）内はパートタイム会計年度任用職員（外書き）

（職員手当の内訳）

区 分	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	管 理 職 当 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	教員特別 手 当 (千円)
補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	退職手当 負 担 金 (千円)		
補 正 後	383,654	301,525	0	0	0	0		
補 正 前	383,654	301,525	0	0	0	0		
比 較	0	0	0	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員 手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		

議案第 4 8 号

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長及び開票管理者	日額	1 0 , 8 0 0
投票所の投票管理者	日額	1 2 , 8 0 0
期日前投票所の投票管理者	日額	1 1 , 3 0 0
投票所の投票立会人	日額	1 0 , 9 0 0
期日前投票所の投票立会人	日額	9 , 6 0 0
選挙立会人及び開票立会人	日額	8 , 9 0 0

」を

「

選挙長及び開票管理者	日額	1 2 , 2 0 0
投票所の投票管理者	日額	1 4 , 5 0 0
期日前投票所の投票管理者	日額	1 2 , 8 0 0
投票所の投票立会人	日額	1 2 , 4 0 0
期日前投票所の投票立会人	日額	1 0 , 9 0 0
選挙立会人及び開票立会人	日額	1 0 , 1 0 0

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。